

社会福祉法人一宮市社会福祉協議会指定居宅介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会が開設するいちのみや指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に規定する居宅介護、重度訪問介護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が居宅支給決定を受けた利用者及び障害児（以下「利用者等」という。）に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、利用者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護、その他生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ってサービスの提供を行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 いちのみや指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 一宮市東五城字備前12番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(サービス提供責任者と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護等の提供に当たるものとする
- (2) サービス提供責任者 10名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。
- (3) 従業者
常勤換算方法で20名以上
従業者は、指定居宅介護の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名
必要な事務処理を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日(振替休日を含む)並びに12月29日から12月31日までと1月2日、3日は休業日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。
- (5) 前四号の規定にかかわらず、利用者等の心身の状況やその環境等に応じて、営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間を変更することができる。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、一宮市とする。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第7条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護 ①身体介護 ②家事援助 ③通院等介助
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③障害児 ④精神障害者
⑤難病等対象者
- (2) 重度訪問介護 ①肢体不自由者(身体障害者) ②行動障害を有する者(知的障害者、精神障害者) ③難病等対象者
- (3) 同行援護 視覚障害を有する者(身体障害者、難病等対象者、障害児)

(利用者等から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。但し、市町村が定める負担上限月額の内とす。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者等から障害者総合支援法第29条第3項第1号の規定により算定された費用の額(その額が現にサービスに要した費用(障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、そのサービスに要した費用の額)の支払いを受ける。

3 利用者等または代理人の請求に応じて、サービスの実施についての記録物を交付する場合は、コピー代として1枚当たり10円を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者等に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。また、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者等に対する指定障害福祉サービスの提供により事故が発生し

た場合は、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うと思に、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 利用者等に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第10条 事業所は、提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問型サービスに関し、一宮市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは一宮市職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して一宮市が行う調査に協力するとともに、一宮市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者等または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者等に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、利用者等に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者等または、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人一宮市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会指定居宅介護事業所運営規程(平成15年4月)は廃止する。

付 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 付 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成23年5月17日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成23年10月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成26年9月29日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成30年5月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、令和4年5月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 付 則
この規程は、公布の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。